

# 一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州 定款

平成21年12月24日 作成

令和2年3月25日 一部変更

# 一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州

(略称 COM TANK又はCTK)

## 設 立 趣 意

2007年にアメリカで起きた、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の波及による経済危機、人口減少社会の到来、本格的な地方分権改革の進展などの社会情勢は大きく変化し、現代はこれまでにない社会状況に直面しています。私たちは、この不確実性の高い社会において、自分たちが自分たちの力で社会に影響を与え、国や行政が引き受けきれない責任やリスク、あるいはサービスについて、市民レベルで引き受けられるセクターを設立し、事業や活動を通じ、市民も参加できるシステムを創出したいと考えています。パラダイムシフトの時代の今、新たな社会の仕組みが求められ、その仕組みは、将来的には「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)を目指しています。

事業や活動のコンセプトは、人と人との「絆」をテーマに

「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」「にぎわいづくり」

を展開します。

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北九州市小倉北区に置く。

### (目 的)

第3条 当法人は、「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」「にぎわいづくり」の4テーマを軸に自分たちの住みよい社会を実現するために地域の資源や特性を活かし、雇用の創出を図り、誰もがやりがいや生きがい充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1．人材育成に関する事業
- 2．地域社会における課題解決のための調査・研究事業
- 3．市民・企業・行政のパートナーシップのコーディネート事業
- 4．地域活動・市民活動等に関する情報発信事業
- 5．住民・NPO法人等に対する政策支援・政策競争力支援事業
- 6．行政へのアドバイス・コンサルティング業務
- 7．新たなまちづくりシステムの開発事業
- 8．前各号に附帯又は関連する一切の事業

### (公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 社 員

(社員の種別)

第6条 当法人は、次の種別の社員をもって構成する。

- 1 専門家社員 専門家として指導的な立場で参加するために入会した者
- 2 一般社員 当法人が開催するイベント等に参加するために入会した者
- 3 団体社員 企業や団体として参加するために入会した者

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の成立後、当法人の社員になろうとする者は、理事会において別に定める入社申込書により入社を申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第9条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除 名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条2項に定める社員総会の特別決議によって

当該社員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき
- 2 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 会費を6か月以上滞納したとき
- 2 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- 3 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- 4 総社員が同意したとき

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任又は解任
- 2 理事及び監事の報酬等の額
- 3 社員の除名
- 4 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附

属明細書の承認

- 5 入会金及び会費の額
- 6 定款の変更
- 7 解散
- 8 不可欠特定財産の処分の承認
- 9 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 社員総会は、定時社員総会を毎事業年度に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催するものとする。

(招 集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 社員総会の評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する社員を除く総社員の議決権の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を

有する社員を除く総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 1 監事の解任
- 2 定款の変更
- 3 解散
- 4 不可欠特定財産の処分
- 5 その他法令で定められた事項

( 議事録 )

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

議長、出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

( 役員 の 設置 )

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上
- 2 監事 1名

理事のうち1名を代表理事とする。

代表理事以外の理事のうち若干名を専務理事又は常務理事とし、業務執行理事とすることができる。

( 役員 の 選任 )

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特別の関係である者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 1 当該理事の配偶者
- 2 当該理事の三親等以内の親族

- 3 当該理事と婚姻はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - 4 当該理事の使用人
  - 5 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
  - 6 前3号に掲げる者と生計を一にする者の配偶者又は三親等以内の親族
- 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

( 理事の職務及び権限 )

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

( 監事の職務及び権限 )

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

( 役員任期 )

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の

満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

( 役員 の 解 任 )

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第19条2項の決議による。

( 報 酬 等 )

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

( 取 引 の 制 限 )

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 1 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 2 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 3 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

( 顧 問 )

第29条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

顧問は、理事会において任期を定めた上で選出する。

顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

( 顧 問 の 職 務 )

第30条 顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

### (構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

### (開催)

第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする

定時理事会は、毎事業年度2回開催する。

臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- 1 理事長が必要と認めたとき
- 2 理事長以外の理事から、理事長に対し、理事会の目的である事項をして、理事会の招集の請求があったとき。
- 3 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が理事会を招集したとき。
- 4 監事から、理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- 5 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が理事会を招集したとき。

### (招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項及び第5項による招集が行われた場合を除く。

代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事

会を招集する。

理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所及び理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (議 長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

#### (決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

議長、出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 基金

#### (基 金)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

#### (基金の拠出者の権利に関する規定)

第39条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金は、定時社員総会において返還すべき基金の総額についての決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 5 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 6 財産目録

前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の

閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 1 監査報告
- 2 理事及び監事の名簿
- 3 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、第19条2項に定める社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、第19条2項に定める社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、北九州市に贈与するものとする。

当法人は、剰余金の分配を行わない。

以上は、当法人の現行定款であることを証明する。

令和2年3月25日

北九州市小倉北区中島一丁目17番13号

一般社団法人 コミュニティシンクタンク北九州

代表理事 浜野 一 俊

上記定款作成代理人

福岡県行橋市泉中央三丁目2番22号

司法書士 藤 井 昭 裕